

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度第2回枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成26年10月22日(水) 10時00分から 12時15分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4階 特別会議室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：藤本委員、清水委員、嶺倉委員、恩地委員、小野委員、 福山委員、富田委員、山下委員、木下委員
欠 席 者	委員：鶴島委員、岡委員
案 件 名	議案1. 諮問（枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導について） 報告1. 屋外広告物の規制及び誘導の検討について 報告2. 屋外広告物に関する市民アンケートについて 報告3. 景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の開催の状況について 報告4. 景観審議会委員について
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 議案1. 諮問書（控）及び屋外広告物の規制及び誘導の検討に係るスケジュール（案） ・ 報告1. 屋外広告物の規制及び誘導の検討について ・ 報告2. 屋外広告物に関する市民アンケートについて ・ 報告3. 景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の開催の状況について ・ 平成26年度第1回枚方市景観審議会会議録 ・ 審議会委員名簿
決 定 事 項	屋外広告物の規制及び誘導の検討については、市民アンケートの結果を参考にして、実態調査の結果を踏まえて検討を進める。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1人
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉川会長： 定刻の時間を若干過ぎたようでございます。お待たせいたしました。ただいまより平成26年度第2回枚方市景観審議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中、また天気もぐずついている中、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、市長から屋外広告物の規制及び誘導の検討について諮問を受け、その後、その内容について事務局より報告を受けたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議録の署名人については、昨年度の取り決めに合わせ、五十音順で岡委員と小野委員になるところなのですが、本日は岡委員が欠席というお話をいただいておりますので、小野委員と恩地委員のほうで署名をお願いしたいというふうに考えております。岡委員については、次回、ご出席いただいた際に署名をお願いすることとさせていただきます。

それでは本審議会の開催にあたりまして、市を代表しまして広瀬都市整備部次長より、ご挨拶を申し上げます。

広瀬都市整備部次長をお願いいたします。

広瀬次長： 皆さん、おはようございます。都市整備部次長の広瀬でございます。よろしく願いいたします。

本日は部長が本会議のほうに出席をしておりますので、部長にかわりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

緑豊かな秋を迎えまして、爽やかな過ごしやすい季節となりました。委員の皆様におかれましては、早朝より本審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

早いもので、本市も景観行政団体となりまして半年が過ぎました。この間、良好な景観の形成に向け、広報誌やホームページなどを活用しながら市民や事業者への情報提供などを行ってまいりました。特に先月、9月上旬では、屋外広告物適正化旬間としまして、企業に手続等に漏れがないかなどなどの照会文書を発送するなど、そういった取り組みも行ってきたところでございます。今後も引き続き、市民、利用者、行政が互いに連携をしながら、良好な景観の形成に向け、取り組んでいく考えでございますので、よろしく願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、課題となっております景観計画等に則した屋外広告物等の規制誘導について諮問をさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

朝夕、気温の差が激しくございますけれども、委員の皆様におかれまして

は、お風邪など召されませんようにご自愛いただきますようお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

吉川会長： ありがとうございます。それでは、次に委員の皆様の出席状況の報告と資料の確認を事務局からお願いいたしたいと思っております。

事務局： 事務局から説明させていただきます。

まず、始めに委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は13名でございますが、現在10名の委員の皆様にご出席いただいております。従いまして、本会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、屋外広告物の分野から前回まで参画していただいていた原田委員につきましては、所属する団体内での異動に伴い、今回から原田委員にかわり富田委員に参画していただくことになりました。

富田委員、今後よろしく申し上げます。

富田委員： どうかよろしく申し上げます。

事務局： 本日、岡委員と鶴島委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。清水委員につきましては出席予定でございますが、少しおくれるとの連絡をいただいております。

次に、本日、お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず、始めに本日の資料につきましては、議事次第でございます。次に、平成26年度第2回枚方市景観審議会の表紙をつけておりまして、次に議案第1号諮問（控）、資料1でございます。その次が、そのスケジュールに関するもので資料2でございます。次が報告案件となりまして、報告第1号屋外広告物の規制及び誘導の検討について、資料3でございます。その次が、報告第2号屋外広告物に関する市民アンケートについてで、資料4でございます。次が報告第3号景観法に基づく届け出等及び景観アドバイザー会議の開催の状況についてで、資料5がその内容となっております。

次に参考資料といたしまして、前回の会議録であります平成26年度第1回枚方市景観審議会会議録でございます。最後に審議会委員名簿となっております。

あとは机の上に資料を用意させていただいているのが、用途地域図1部

でございます。透明なファイルにとじております枚方市景観計画、枚方市景観条例でございます。最後に青い冊子でございますが、枚方市都市景観基本計画でございます。

以上ですが過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会で使用しますので、そのままお持ち帰りされないようよろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。

本審議会は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。

本日の議案等を確認いたしましたところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件はございません。したがって、本日の審議会は公開とさせていただきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： （異義なし）

吉川会長： それでは、本日の審議会は公開とさせていただきます。

本日、傍聴人はおられますか。

事務局： はい、傍聴を希望されている方が1名おられ、傍聴願が提出されております。

吉川会長： それでは、本日は審議会に傍聴願が提出されているということですので、本審議会傍聴要領に基づき、傍聴を認めたいと思いがいででしょうか。

出席委員： （異義なし）

吉川会長： はい、ありがとうございます。それでは、事前に考えないといけないですね。傍聴者の資料の持ち帰りの可否について、本日の資料を確認したところ審議過程の資料ではない「議案1」の資料のみ持ち帰りを了承したいと思いがいでございますが、これについてもいかがでございますか。

出席委員： （異義なし）

吉川会長： それでは傍聴者への資料を決めさせていただきました。
それでは、傍聴者が入場するまでの間、暫時休憩をさせていただきます。

(傍聴者入場)

2 議 題

吉川会長： それでは再開いたします前に傍聴される方にお願いがございます。
本審議会は円滑な議事を進行いたしますために、拍手、発言、私語等は一切禁じております。なお、遵守されない場合は退場いただく場合もございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。
それでは審議会を再開いたします。

それでは、議案第1号ですが、市長から諮問を受けるということで、「枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導について」、今から市長から諮問を受けます。事務局からの報告をお願いいたします。

事務局： おはようございます。「枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導について」市長より諮問を行います。なお、本日は市長が欠席のため、市長の代理人として広瀬次長が諮問書の朗読をもって諮問とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
それでは吉川会長、広瀬次長、前にお進みください。
(諮問書の手渡し)

吉川会長： 確かに承りました。

事務局： ありがとうございます。それでは、改めて進行については、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉川会長： それでは早速でございますが、審議案件の第1号議案、ただいま諮問を受けました「枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導について」、前回の本審議会でも、報告案件「屋外広告物調査等について」の中で若干の説明を受けておりますが、審議会として、ただいま諮問を受けたということで、まず、始めに今後のスケジュールについて確認したいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局： それでは議案第1号「諮問（枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計

画に即した屋外広告物の規制及び誘導について)」、今後のスケジュールについて事務局より説明させていただきます。

まず、お手元の資料2をご覧ください。

スケジュールの目標といたしましては、平成28年4月に屋外広告物条例の改正を目指すこととし、これに向けて本審議会で審議をお願いしたいと考えております。

規制等の見直しの検討のため、「屋外広告物の実態調査」と「市民の意識調査」を実施いたします。屋外広告物の実態調査につきましては、先日、委託業者も決まりましたことから、実態調査と市民意識調査としての市民アンケートを年度内に完了する予定で進めてまいります。

これらの調査内容を踏まえ、事務局として、規制・誘導内容の検討を進め、来年度の秋ごろまでに素案をまとめ、パブリックコメントの実施の後に、屋外広告物条例の改正と景観計画の改訂を目指したいと考えております。

改正する屋外広告物条例につきましては、規制強化もあることから、平成28年4月に条例の一部施行をし、半年間の周知期間を置いた後に、全面施行するものと考えております。

なお、今回の諮問は、平成26年1月に景観計画策定に係る本審議会からの答申の附帯意見としていただいた「屋外広告物については、良好な景観の形成に重要であることから、実態の把握に向けた調査等を行い、3年程度をめぐり、枚方市の景観特性等を踏まえた独自の規制を検討することが望ましい」との事項を受け、具体に見直しに向けた取り組みを行うものです。

説明は以上です。

吉川会長：ありがとうございます。それでは、ただいま説明のあった件について、ご質問やご意見をお受けしたいと思います。

ご質問やご意見がありましたら、お願いを申し上げます。

それでは下村副会長。

下村副会長：口火だけ切らせていただきたいと思います。屋外広告物等の実態調査を行われるということなのですが、現在おわかりになられている実態調査の項目というのは、今、資料をお持ちでしょうか。例えば設置箇所とか、大きさとか、色の話まであるのか。それと、まだ調査が動いていないということですので、取りまとめのされ方、全体の集計で終わられるのか、地域別で取りまとめなのか、実際にやられるのか、現段階でおわりの範囲で結構ですので、もし可能ならば教えていただければと思います。

事務局： 屋外広告物実態調査ですが、今回、新しくMMS（モバイル・マッピング・システム）という、レーザーとかで測量するための特殊な機械を積んだ車を景観形成に伴う主な幹線道路であったり河川沿いに走らせて、それをもとに屋外広告物の状態をまず実態として把握して、それをシステム的にも、後々でも使えるようなデータ加工できるような形でと考えております。

全域を満遍なく測量するというのは、予算の関係もありまして、今回、そういったところを中心にと考えております。

以上です。

吉川会長： それは、面積的にいいますと、どれぐらいの比率になるのでしょうかね。

事務局： 面積というよりも路線の延長で実は考えておりまして、国道1号とか170号、第二京阪、または一部、住宅地内の市道なども含めて、それと枚方市駅、樟葉とか、あと河川とかの分も含めまして全体で78.8キロぐらい、約80キロぐらいの延長で屋外広告物の調査を考えております。

吉川会長： 下村副会長、よろしいでしょうか。

下村副会長： 結構でございます。ありがとうございました。

藤本委員： 業者さんを決められて、そして発注されたということなのですね。

事務局： 今は入札がとりあえず終わったところです。

藤本委員： そうですか。その資料というのは出てきてないのが、すごく不思議に思っているのですけれども、私もさっき何も言わなかったのは、何を質問して良いかわからなかった状態だったので、資料の開示とかはどういう段階でされるのですか。

事務局： 次回の審議会においては、実際にどういう項目を実態調査したか、それについて実態はどうであったかというのを踏まえて、審議委員の皆様にはちゃんとお知らせしていこうと考えております。

藤本委員： 審議会の役割として、どこまで立ち入るべきかというところがあるかと思うのですけれども、選ばれた幹線が、なぜ選ばれたかとか、それから調査の実際にあがってきたものが、サイズがわかるとおっしゃったのですかね。

事務局： はい。

藤本委員： どうやって屋外広告物と認識するのかというのは、手作業でされるのですかね。

事務局： 実際、今回の測量をデジタルでやるのですが、福岡市で先進事例がありまして、同じような形でそこでもかなりの屋外広告物の実態調査をして、きちっと座標におこされることによって、その大きさとかというのも把握でき、映像でももちろん録りますので、色の具合とかというのも確認できるということもあって、本市でもその測量方法はこれから非常に先進的であるのですが、非常に有効に活用できるんじゃないかということで、考えていました。

藤本委員： データを残すことは、すごく大事だと思うのですが、これが屋外広告物だというのは、人間が設定しなければいけないわけですよね。

事務局： はい。

藤本委員： また、それが届出が出ているかどうかというのも、また、手仕事でされるということですね。

事務局： はい。

藤本委員： それは色がどのぐらいまで精度が出るかというのは、ちょっと難しいかなとは思うのですけれども。

事務局： そうですね。車を走らせている時間帯とか、天候によっても恐らく色合いが難しいと思います。ただ、そこも屋外広告自体が発光するものであるのか、ただの普通のペイントで塗られたものなのかとかいうところは、多分、映像とかで、確認すればわかると思います。

藤本委員： わかりました。

吉川会長： MMSは、実は私の研究分野の1つでございまして、実は今回の発注なんかには、全然、関知してなくて、説明を聴いてびっくりしたところなのです。

モービル・マッピング・システムというのは、いわゆる自動車の上にレ

レーザーの発射装置をつけていまして、多分、今回、使われる業者のは、進行方向と両サイドも見られると思うのですが、レーザーを発射することによって、そのレーザーの反射を捉えて、物のXYZ座標をチェックするという感じです。合わせて、皆さんもよくご存じのグーグルのストリートビューというのがありますね。映像だけとかある。ビデオも撮影をしておいて、ビデオ撮影されたものと、レーザーで計測されたものとのマッチングで、どの対象がどんな色をしているとか、どんな文字が書かれているか、なんていうところまでチェックができる。

データ側の売りは、藤本委員がおっしゃったように、結局見るのは手仕事といたしますか、多分、業者のところの係がチェックされる。今いろいろなところで、それを自動化しようなんていう動きがありまして、先進的なところでは、例えばパターンが決まっている、交通標識なんていうのは定められている交通標識が決まっていますから、それは全部、自動的に抽出できるなんていうことにはなっております。ただ、悪いけど、広告物はいろんなものがありますから、結局は人間の目で見て取り出して、その取り出したものの位置は計測ができるということになるかと思えます。

基本的には、この空間中のXYZの座標が返ってきますので、その後、計算すれば、例えば縦横の長さだとかあるいは面積が計算できるというような話です。

一番問題は、要するにエッジを検出するということです。レーザーをばあっと発射しますので、ここまではこの表面のレーザーが返ってくるのですが、ここは落ちますよね。落ちたら、今度は床のデータが返ってくるのですが、当たったところから全て返ってきますので、多分、1秒間に今回のだとどれぐらいの話なのか聞いていませんか。

今、30万発とか40万発ぐらい、1秒間に発射するはずなのです。それが1つスキャンする間に、ばっと出ますので、それがすぐ返ってきます。

データ量が物すごいデータ量になるんですね。我々の分野では、それを点群と言っているのですが、点が群のように山のようにあるということで点群データと。

下村副会長： ちょっと追加で、冒頭で質問させていただいた内容で、技術革新が起って今まで手作業や連続写真なんかでやられていたことが容易にできるという、これは非常にすごいことだと思っております。

今、会長がおっしゃっていたそういう細部のデータを、今回、屋外広告物として、それを施策等に結びつけていくために、どういう視点で集計するかというところを考えておいていただけたらというふうに思っているというので質問させていただいた次第なのです。

街路別に、例えば、3階までのいわゆる歩行空間の中での車道から見た屋外広告物のあり方と、歩道空間から見た見え方というのはやはり見え方が違います。3階までというのは、大体10メートルぐらいまでの視野領域に入る屋外広告物の種類や色や大きさや、書いてある記載内容やというのを路線単位で集計するとか、広幅員の路線単位で固めて、広い幹線道路ではというふうな話にするのか。道路の幅員状態によって区別してみると、本市の広幅員道路ではという話に持っていくのか、いやいや、それは路線単位ごとにやっぱりある規制をかけないとだめなのか、現状を把握しないとだめなのかというようなことやと、これは路線単位でないとだめでずし。広幅員か狭幅員じゃないのでしょうか、12メートル以上なのか、9メートル以下なのかというふうな道路幅員ごとの情報をもって集計をしていくのか。先ほど申し上げた、例えば10メートル以下の場合と、それ以上の場合と、屋上にのっているものと。

どういう観点でそれをまとめたら、今後、施策に結びつけていく可能性があるのかというところを検討していただいて、それに合う集計をしていただきたいと。

ビジュアルで見せていただくのは結構なのですが、それを、さて、そこからどうするのだという話に持っていく資料づくりというのは、それはちょっとやっかいなので、その辺の検討の必要はあろうかというふうに思っております。

事務局： 委託の内容について、確かに仕様書の中では路線単位で見えています。広幅員の幹線道路、多分、幹線道路については恐らく車から見た大きな視野というか、もともと看板は車が通っているものに対して見せている大きなものが多いので、一方は住宅市街地の中なんかは割と幅員が狭いので、そういうところは、ある意味歩行者空間から見たというところもあると思います。委託業者とは契約した段階で、これから細かい打ち合わせをします。その中で、今、アドバイス、ご提案いただいた内容も踏まえまして、整理の仕方、せっかくとったデータの活かし方は考えていきたいと思えます。

藤本委員： 今のちょっと言い方が違うだけかと思うのですが、市のご担当者で見られて、枚方市域で、今、屋外広告物について、何が課題であるかというところを解決するための調査である必要があると思うのですね。今の話ですと、幹線道路沿いの屋外広告物が乱雑なのか、違法が多いのか、そういうことで課題だというふうに捉えられているという調査かなと思ったのですが、それだけで良いのかということとはもう一度検討されたら良いのかなというふうに思います。

例えば、広域で見たときに、遠景の中で眺望景観、ここを大事にしないといけないから、もしかしたら、その眺望について調べないといけないかもしれないとか、夜間について、このあたりは問題があるので、夜間景観を調べなければいけないとか。

何か幹線道路以外には課題はないかということも、もう一度、考えていただいたほうが良いのかなというふうに思います。

事務局： もちろん、調査で今の現状を把握したうえで、例えば、1号線であれば、本来、非自家用で、案内看板とかもあるので、その状態も踏まえて、今は全面禁止になっているのですけれども、比較的、やはり利便性、利用者の方がそれを非常に便利に感じておられるというところがあれば、その看板のあり方とか誘導のあり方なんかも踏まえて見ていこうかなと考えております。

吉川会長： あんまり私が申し上げたら良くないのかもわかりませんが、MMSというのは道具で、位置をとってくるだけですので、多分、その映像をそのまま見せるというようなことではないと思います。

ですから幹線道路であろうが、あるいは細街路であろうが、車から録られた映像であったり、レーザーの点群データであっても、実は点群データではXYZになっているわけですので、それ自身も今度は歩道側から見るよということも恐らく可能になると思います。多分、そういうところで、例えば集積されているところは、道具として車を走らせてチェックしたほうが早いよということだと思いますので、藤本委員のご指摘の面は、多分、大丈夫かなと思っておりますが。

山下委員： 一つ質問ですけど、景観審議会の各機構として専門部会というのができたと思うのですけれども、このたびの屋外広告物の検討、スケジュールの中で、ああいった専門部会というのは活用されるのか、どうかという点についてお尋ねしたいと思います。

事務局： 屋外広告物条例とかで、一定の規制強化をしたりとか、法律の観点からいろいろ見ないといけないところもありますので、そういうところについては、専門部会を今回設置をしておりますので、その部会にお諮りしようかなと考えています。

山下委員： この中で、開催されるわけですね。

事務局： はい。その状況で検討する規制とか、今回、誘導を図るうえで、その部

会を活用したほうが、より専門的に踏み込んだ内容のことが検討できると思えば、その分は活用していこうと考えております。

山下委員：活用するとすれば、これのどのへんで活用されるのでしょうか。素案の作成ですか。

事務局：素案作成の中で、本審議会に出す中で、当然、専門部会でたたいたものを審議会の中で諮っていこうと、審議会の中で、また、専門部会に諮る内容というのも当然、見きわめていこうと考えております。

山下委員：活用されるというふうに理解しておいてよろしいわけですね。

事務局：はい。

吉川会長：ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、議案の1の今後のスケジュールにつきまして、主に確認をさせていただきますましたが、調査方法等あるいは今後の展開等について自由にご指摘をいただきました。

スケジュール自身は資料2にごございますように、大変、タイトとなっております。ですので、委員の皆様には審議会そのものは、これから年度内にもう一つで3回、それから来年度に4回と予定されておりますので、これを協力のほどよろしくお願いいたします。

一応、審議案件ということは、この1件だけでございますので、審議はこれで終わらせていただいて、続きまして報告案件が4件用意されております。

この中でも、皆様のご質問あるいはコメント等をいただこうと思っておりますし、関連することが多々あると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より残りの報告案件、1から3まで、全て一括してお話をいただいて、その後、順次に質疑を行っていきたいと思います。

それではお願いいたします。

事務局：それでは報告第1号「屋外広告物の規制及び誘導の検討について」、事務局より説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

前回にご報告しました、「屋外広告物調査等について」と内容が一部、重複する部分もありますが、今回は規制及び誘導の検討の観点からご説明したいと考えております。

最初に、1「見直しの目的」としましては、ご承知のとおり、平成26年4月に施行しました枚方市屋外広告物条例は、府条例を参酌した規制基準となっており、平成25年11月に改訂しました枚方市都市景観基本計画や、平成26年4月に策定しました枚方市景観計画等に即していないところがございます。このため、屋外広告物に関する規制及び誘導の基準につきましては、これらの関連計画等との整合を図り、また、市域の屋外広告物の状況等を踏まえ、地域の特性にふさわしい良好な景観形成が図れるよう見直しを行うものとしております。

2の「屋外広告物の規制及び誘導の検討に係る4つの視点」としまして、昨年度の審議会でも各委員からいただいた意見や提案があったものを整理し、「景観計画等との整合を図る」、次に「より良い景観形成に向けた基準及び誘導策について検討する」、次に「必要な利便性の向上を図る」、最後に「新たな課題への対応を図る」、この4つの視点を柱として、内容を整理していきたいと考えております。

特に景観計画等との整合につきましては大阪府の屋外広告物条例を準用したことで生じております、区域全体、道路や河川軸、重点区域、ターミナル拠点、色彩基準の有無等を中心に不整合部分を抽出いたしました。

それでは、以降具体的にご説明したいと思いますので、次のページをご覧ください。

(1)の景観計画との整合を図る内容の表でございます。

4つの視点の1つ目、(1)「景観計画等との整合を図る」につきまして、まず、整合を図る必要のある項目についてご説明したいと思います。

まず、①の区域ですけれども、屋外広告物の規制区域は市内全域となっております。対しまして、景観基本計画・景観計画においては市内全域となっております。そのほか用途地域による扱いの区別の有無に差がございます。

次に、景観計画における道路軸、河川軸、重点区域等地域の特性に応じた区域の設定と、屋外広告物の規制区域についての設定の有無や区域の範囲等に差がございます。

また、景観基本計画についても枚方市駅・樟葉駅を都市核景観地域とする位置づけが屋外広告物に対応する区域にはございません。

区域のほか、②の規制基準につきましても、景観計画においては外壁の色彩基準がある一方で、屋外広告物については色彩基準がない状況でございます。

このように景観関係の計画等と屋外広告物の基準について、整合を図ることを検討していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

4つの視点のうちの2番目です。

(2)「より良い景観形成に向けた基準及び誘導策について検討する」につきましては、第二種低層住居専用地域の規制等について、第一種低層住居専用地域と同等な区域として、適正な規制を検討していきたいと考えております。

次に3つ目としまして、(3)「必要な利便性の向上を図る」につきましては、道路軸での非自家用広告物について、利便性なども考慮し適正な規制を検討いたします。

これは、先ほども説明しましたけれども、例えば『1キロ先〇〇商店』というような道先案内看板のことを「非自家用広告物」と扱っておりますが、1号線等の幹線道路沿いに立つ、こういった道先案内看板の適切な扱いについて、検討していきたいと思っております。

次は4つ目ですけれども、(4)「新たな課題への対応を図る」につきましては、最近出始めましたデジタルサイネージや、ラッピング広告などの新たな広告媒体等について、適正な規制を検討していきたいと思っております。なお、デジタルサイネージとは、前回も触れましたが、液晶画面に映し出すような広告のことを指します。

デジタルサイネージ等の新たな広告媒体への対応としましては、その内容や規模も含め、一定の基準づくりについて、その必要性の有無も含めて検討したいと考えております。

より良い景観形成に向けた基準及び誘導策として検討する内容としましては、規制強化と緩和のメリハリをつける内容として第二種低層住居専用地域の適切な規制区域を検討することや、1号線などの幹線道路における案内看板等の一部緩和を検討してまいります。

また、枚方市駅前等のターミナル拠点における屋外広告物や既存広告物の今後のあり方も含め、検討を進めてまいりたいと考えています。

今後の進め方といたしましては、これらの検討内容を屋外広告物の実態調査や市民アンケートの結果も踏まえ、本市の景観特性に応じた規制誘導策としてとりまとめ、中間報告を含め節目ごとに審議していただきたいと考えております。また、屋外広告物条例の改正や景観計画の改訂に関して、専門的な観点からの検討が必要な際には、審議会に設置された専門部会の議論も必要と考えております。

続きまして、報告第2号です。

それでは、報告第2号「屋外広告物に関する市民アンケートについて」、説明をいたします。ご説明の前に事前送付しました資料からアンケートの設問の内容や表現について、一部、変更がありますことをご報告いたします。

それでは、資料4をご覧ください。

1の「市民アンケートの目的」といたしましては、屋外広告物に関する

規制及び誘導の基準について見直しを行うにあたり、市域の屋外広告物に対する市民意見を反映させるため、市民アンケート調査と、市政モニターアンケート調査を実施するものです。

2の「市民アンケートの概要」としましては、(1)の予定時期は、平成26年11月上旬送付、平成27年1月末集計完了としております。

次、(2)の対象者と回収率及び回収数見込みについては、市民アンケートが対象者を枚方市内在住の18歳以上の男女のうち、無作為に選んだ2500人、回収率及び回収数見込みを3割回答の見込みで750人分を回収、市政モニターアンケートが、対象者を枚方市内在住の18歳以上の男女のうち、あらかじめ市政モニターとして登録している約300人としまして、回収率及び回収数見込みを8割回答の見込みで250人分回収し、合計で1000人分の回答を得ることを目標としております。

アンケートの内容につきましては、屋外広告物について市民の持つ印象を中心に、規制強化や緩和すべき、内容、場所などについての設問といたしました。アンケートはお手元にある資料のとおりでございます。

次に報告第3号「景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の開催の状況について」ご説明いたします。

資料5をご覧ください。

1の「景観法に基づく届出等の状況」ですが、平成26年9月30日現在時点で、景観法の第16条第1項に基づく行為の届出が12件、景観法第16条第2項に基づく変更の届出が1件、景観法第16条第5項に基づく通知が2件となっております。この届出等のあった際には、計画者と協議を行い、より良い計画となるよう指導等を行っております。

次に、2の「平成26年4月以降の景観アドバイザー会議の開催状況」ですが、平成26年9月30日時点で開催回数は3回、物件数は5件となっております。これには市施工物件も2件含んでおります。

本審議会委員と兼務していただいております、下村副会長、藤本委員と大阪府建築士会副会長田中先生には、景観アドバイザーとして、毎回、専門的見地から、また、さまざまな視点から、依頼物件のコンセプトを尊重し、それを補完する多くのアドバイスをいただいております。

また、依頼者側が助言内容を反映している実績も増えている状況です。特に公共施設につきましては、景観まちづくりの手本となるべく、今後も積極的に本制度を活用していきたいと考えております。

以上が報告案件第1号から第3号となっております。よろしく申し上げます。

吉川会長： ありがとうございます。ただいま、ご説明がありました3つの報告案件について、1案件ごとにご意見ご質問をお伺いしたいと思います。

まず、最初、報告第1号の規制及び誘導の検討について、資料3をもとにご質問ご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

富田委員：今日は、我々業界としては非常に厳しい話になるのかなということで参ったのですが、基本的には景観の維持ということで、やはり現状のままというのなかなか厳しいというのは十分承知しております。また、いろんな形で我々も景観は保持ということで、積極的にご協力をさせていただきたいと考えているのですが、先ほど、規制強化と緩和を並行して進めていくとおっしゃったのですが、緩和のほうというのは、具体的に、もしさしつかえない限りでお話しただけならと思うのですが、どういふことをお考えなのでしょう。

事務局：先ほど、ちょっとお話が出たときに国道1号線とかの幹線道路で非自家用広告物は、今の条例では、本来、設置できないものとなっております。しかしながら、公共施設の案内であったり、病院とか、そういった公共、公益性が高いようなものの案内であれば、非常に市民の方も利便性が高いものもあるだろうという観点で、そういったことは一部緩和できないかということを検討していきたいなと思っています。

吉川会長：富田委員、よろしゅうございますか。

富田委員：はい。大阪府の審議会のときでもお話しさせていただいたのですが、今、お話に出ましたように、例えば学校とか病院とか、こういう公共的な性格が強いものについては、規制緩和の方向でお考えいただきたい。

今さっき国道1号線を守口からずっと走って来たのですが、ある病院のものすごい大きな看板があったのですが、あそこまでいくといかがなものか、私自身も思いました。

先程の大阪府審議会のときもお話しさせていただいたのですが、今は名前が変わっていますが、昔の大阪府立病院、ちょうどあべの筋に面していますが、病院の入り口が、北側から見たらビルが林立していて全然わからない。公共性の強い府の建物ですから、普通の感覚でいきますと、当然、何メートル先には入口がありますよ、左折ですよというのが書いてある。ところが、それがなくて事故が起こるのではないかと。走っているとその病院の入り口が急に出てきますので、アッということでブレーキを踏んで、オカマされる可能性があるのではないかと考えていたのですが、案の定、3回目か4回目母親を病院に連れて行ったときに事故が起こっていました。

だから、余りに規制強化というか、看板は景観によろしくないというこ

とで、提出させないということではなくて、ある程度、事前のアンケートの中にも書いてありますように、道標的なものについては、公共的な性格の強い建物については十二分にご検討いただければと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

事務局： 今まさしく、大阪府では、公共施設とかについての屋外広告物限定のパブリックコメントをしていると思うのですが、大阪府の動向も見ながら参考にさせていただこうかなと考えております。

屋外広告物というのは、屋外広告物を出したから、その効果がどれほどあるのか、非常に判定するのが難しいと思うのですが、一方でにぎわいづくりにも貢献している部分もあります。そういった道標的な道案内についても必要性、わかりにくいところには、そういうのがあれば非常に助かるなというのは、多分、市民の思いもあると思いますので、それも十分考えながら、検討していきたいと考えております。

富田委員： どんどん発言して申しわけないのですが、行政側の方がこれだけ一生懸命、美観確保ということで積極的に、我々業界の人間も出させていただいて非常にありがたいのですが、やはり我々は商売が絡んでくると、お客さんからの声というのは、どうしても絶対的なものになってきます。そこで違反広告物とわかりながらも、仕事を受けてしまう業者が絶たないのも事実です。私どもの組合もそのあたりは十分啓蒙していますが、でも100%絶対やってないかという、それはもう皆さん、それぞれのお考えですから。

そのときにクライアントさんに対して、京都市の状況について今よく新聞なんかに出ていますように、ああいう百何十人のスタッフを抱えて、今、一生懸命撤去するように指導されており、実質この8月からスタートしますが、それでも8割しか達成できなかったと。

やはりあと2割、それは金銭的なものもあるのかもしれないですけど、やはりそこには根強いクライアントニーズというのものもあるのもこれも確かです。大きい方が目立って広告効果が高くていいと、そういうふうにお考えのクライアントさんはやっぱり厳然とおられます。そうじゃないよと、それだけでなくヨーロッパとかあるいはアメリカなんかでも、きれいな景色というか景観、マンハッタンでも保たれています。そういうふうな美観という観点から、ぜひともクライアントの啓蒙というか、行政側のほうから積極的に働きかけていただければなと思います。

お願いします。以上です。

事務局： まさしく屋外広告物は、先ほど次長から冒頭の挨拶にありましたよう

に、こういう屋外広告物のあり方と景観の届出なんかの関係で、やっぱり施主と実際に設置される業者の方で認識とか思いが違ってくる場合がありますので、当然、そういったことについて、いろんな啓発とかを機会を通じてやっていこうと考えています。

吉川会長： ほかにご意見ご質問は。

嶺倉委員： 今回の部分に関してなんですけども、非自家用広告物として、店舗とかそういうのも考えておられるという理解で良いのですか。それか公共的なものに限定するというのか、どちらのほうで考えておられるのですか。

事務局： 今、屋外広告物の実態調査を踏まえて、その状況を、広告の出し方を見ながら、例えばショッピングモールであっても、今ある案内道標が利用するのに非常に便利やと思っている方、市民の意見が多ければ、それはそういう施設の誘導もありかなと。病院とか公共施設的な公益施設とか、そういうものは非常に有益性が高いと思うのですが、一部で、そういう民間施設であっても、場所と表示の仕方にもあると思うのですが、景観をそれほど乱していなくて利便性が高いものであれば考えていく必要もあるかと。

とにかく実態をまず把握した中で検討を進めていきたいと考えています。

嶺倉委員： ちょっと気にしたのは、道先案内図で公共的な物については規制緩和の対象ということになっていきますので、整理が必要になってくるのかなと思いました。

あと、その際に民間さんをどこまで認めるのだというところが、多分、実態調査をしてもなかなか浮かび上がってこない可能性があるとは思いますが、そのあたりというのを、緩和の方向になってしまいますので、どこまでどのように緩和していくのか、どのように説明責任を果たしていくのかという部分をしっかり検討いただいたほうが良いのかなというふうに思います。

吉川会長： 対市民と緩和の方向というのは、かなり気をつけてやらないといけない話かと思えます。

府条例から、我々、市独自の条例を制定できるという話だって、きめ細かくできるというのが、さっき富田委員がおっしゃったように、大体、規制側に働いて、それはそれで市民の納得を得られると思うのですが、利便性ということを考えて、緩和というような話もありましたが、それにつ

いてはかなり注意深くやっついていかないといけないのではないかなと思っています。

ほかに、ご意見ございませんか。

それでは、ほかにも案件がございますので、それでは次の報告第2号の市民アンケートのほうについて、ご意見ご質問をお願いをしたいと思います。

藤本委員： アンケートを見せていただいたのですが、私自身が、これはわからないところがあったので、これ以上に資料をつけて出されるのか、それともこれだけで出されるのか、ちょっとお伺いしたいなと思いました。

事務局： この内容で郵送させていただこうかなと考えています。

藤本委員： 具体的には、今、自家用、非自家用という区別が、法律上ですかね、条例上ではあるわけですがけれども、ここでの表現が道案内を目的としたものというのと、道案内を目的としないものという分け方になっているのですね。これと自家用と非自家用との関係とか、これは道案内がいろいろありますよね。道案内というのも野立のようにぽんと立っているものもあれば、屋上にあるのもあるのだと思うのですが、この辺を最初に説明で整理されておかないと書く側がちょっとわからないなというふうに思いました。

それからもう一つわからなかったのが6ページのところの表現ですがけれども、問6です。「あなたは案内看板を使っていますか」という、この「使っています」というのは、どういう意味かというのが。事業者であれば自分があげているということが使っている、なのか、私は事業者じゃないから関係ないわという話なのか、それとも見る側として便利に使っているかという意味なのかというのが、多分、こっちかなと思うのですが、ちょっとわからなかったので、もう少し表現を変えていただいたほうが良いのかなというふうに思いました。

ちょっと気がついたところは、そちらです。

吉川会長： この辺については。

事務局： アンケートは、今、ご意見をいただいたのですがけれども、実はこのアンケートをつくる時に専門知識がない方にも見ていただいて、だいぶ、中身はやりかえをしてわかりやすい表現とか、専門用語をなるべく省くような形にして、取りまとめました。

確かに細かいところはあると思いますけれども、至らぬところも一部ある

かもわかりませんが、これを出していこうと考えています。

嶺 倉 委 員： 2点ほど確認したいなと思っているのですが、今のわかりやすさということかというと、例えば場所を書かれているときに一人一人、多分イメージが違うと思うのですね。枚方市駅の周辺、樟葉駅の周辺、その他、別の駅の周辺であったりとか、道路沿いと言ったときに、多分、皆さんの印象が違うと思うので、例えば何か絵を入れるとか、場所を地図で示すとか、何かそういうふうにしたほうが答える方の認識というのが同じ認識で答えられるのじゃないかなと思ったのが、まず、一つあります。

あともう一点なのですが、今回、無作為に選ばれるということなので、例えば国道1号線沿いでいろいろお聞きになる質問があった場合に、1号線をもしかしたら使っておられないという方からすると、幹線道路の案内板を使っていますかということになってくると思うのですね。でも、多分、知りたいのはそこじゃないというふうに思いますので、例えば、まず場所について、学研都市線、JR沿いに住んでいる方と京阪沿いに住んでいる方で、多分、市内の印象は全然違うと思いますので、何かそういったことも反映したうえでアンケートをされたほうが市民の方が持っている印象をより反映したアンケートができるのじゃないかと思ったので、検討可能であれば、ご検討いただければと思うのですけど。

吉 川 会 長： どうでしょうか。

事 務 局： 実は、これはもう発送準備とかに入っていて、対応できなかったところもございます。

嶺 倉 委 員： そうであれば、集計のときに、どういった形でされるかというところになってくるのかなとは思いますが、それでも。

吉 川 会 長： そうですね。調整で、あるいは地域別に聞いておけるのでしたかね。お住まいのところというのが。

事 務 局： 属性は、年齢と性別ぐらいのところしかとっていないので、地域別にはない状態です。

吉 川 会 長： 今、嶺倉委員がおっしゃったような地域的特性というのは、なかなか見られないということになるわけですね。

事務局： はい。

木下委員： もうつくってあるということなので、それ以降の話になるかと思うのですけれども、質問のところですね、美しいと思うかとか、不快だと思いますかという、ちょっと漠然とした質問になっていますよね。ですから、その辺が、不快と思うのは、人によって、どう不快に思うのか、何を不快に思うのかという基準が随分、変わってくると思いますので、この後に、例えばどう不快やと思ってはるのかというところを、どう汲み取って反映していくのかというのは、読み取る側に、今もお話がありましたように、どう捉えていくのかというところは、かなり難しくなってくるのかなと。

それから、例えば、第1問目に「屋外広告物をまちの美しさに関わる重要な要素だと思いますか」と聞かれているのですけれども、これは美しさに関わるかどうかということ的前提として聞かれているのですね。

ただ、広告物って、先ほどもお話があったように、美しいかどうかということもとても重要な要素なのですけれども、もう一つおっしゃっていたのは、皆さんにいろんな情報を伝えるということもありますし、それから美しい看板があればまちが心を浮き立つような賑やかさも演出することができるという、ほかの要素もたくさんありますよね。その辺を外してしまっ、美しさに関わる要素だと思いますかという質問にしているところが、後々、いろんな面でしんどいかなと。

だから、おっしゃっていただいているのですけれども、それがアンケートの聞かれている方には、なかなかその思いまでは伝わらないところが多分あると思うので、そんなのを考慮して、汲み取っていただけるようなことをしていただければ良いのかなと思います。

吉川会長： いかがでしょうか。

事務局： 日本語は本当に難しいところがあって、基本的にアンケートはインスピレーションで、ぱっと質問したときに、ぱっと答えられるような形として、今回重視したこともあって、言葉足らずのところもあると思います。

市民の方もさまざまなので、年代もさまざまなので、そういう部分も踏まえて、今回、このような調査がどのぐらいの形で返ってくるかというのもあるのですけど、本当に大きな市民のイメージとかをつかめたら良いのかと。

それと、今回、屋外広告物実態調査をかけますので、その内容と照らし合わせて、市民の思いと実態を踏まえて、こういう地区については、皆さん、不快というか良く思っていないのだったら、そこについては一定規制をしていかないといけないのかと。

ただ、一方で、非常に利用しているというか、見たときに案内看板とかで非常に便利やなと思っている人の比率があれば、それについても少し緩めていっても良いのかという大まかなものとして考えています。

非常に大ざっぱですけども、このアンケートをもって、市民の大きな思いをくみ取ろうとはしているのです。

木下委員： そういう思いでつくっていただいたのは、すごくよくわかりますし、それから今までなるべく専門言葉を使わずに皆さんに伝えやすい方向でということですが、すごく努力していただいたと思うのですけれども、そこに例えば、今、本当におっしゃっていただいたように、単純に選択肢をつくっておけばよかったのではないかと、というように思うのです。それで、何個か選んでマルをつけてもらうとか、その選択肢をちゃんと精査しないといけないのですけれども、今、おっしゃっていただいたような、便利さがありますかとか、機能性を使っておられますかというようなことで、美しいと思うところ以外の基準みたいなことを、もう少し具体的に出してもよかったのかなと思うところもありましたね。

今後、そういうようなところで生かしていただけたらなと思います。

吉川会長： 実はこれは報告案件ということで、スケジュールに入ってしまったので、我々あまり物を申せないような状況にあるわけですが、今後は、先ほども申し上げたように、きめ細かい屋外広告規制をやろうということになっているわけですので、やはり機会を捉えて、市民の動向をあるいはニーズみたいなものをくみ上げていく必要があるかと思えます。

また、ある意味で来年度、もし、このアンケートの内容がもうちょっと、茫漠としたような話になっておれば、再度、数等も限った形で、もう一度、考えるということもあると良いのかなという気はしております。

これについて、ほかにご質問ご意見等は。

富田委員： 最後の問15「消費者としてのお考えをお聞きします」というのがありますけど、これを僕が消費者の立場でアンケートをとられるモニター委員であるならば、この普段、どのような屋外広告物を出している店に行くかという選択肢がありますが、これは、私の場合は多分、品物とか店の雰囲気とかそちらを重視し店を選ぶので、この項目は選ばないと思います。

だから、この質問はいかなものかなと。基本的には、2番に集中すると思います。結果、この選択肢を選ばない人が多いので、看板はお店にとってそれほど重要ではないと結論付けられ、ますます屋外広告物の規制強化されるのが、我々にとって一番恐れることです。

ですから、看板を必要とされておられる各商店主さんに対し、大きな目立つ広告物をやることによって、非常に販促活動に寄与していると思えますかというアンケートを取っていただいた方が、反対に我々としても参考にもなりますけどね。

吉川会長： これも一度、結果が出たら富田委員のご指摘のとおりだったかというのは、検証していただければと思います。

藤本委員： さっきわからないと言ったところですけど、道案内を目的とするというものを非自家用というふうに置きかえておられるのでしょうか。

道案内を目的としないものを、自家用というふうに置きかえてられるのか、それともそれもあんまり関係なくアンケートとしてつくられたのでしょうか。

事務局： このアンケートでは、要は、やっぱり道案内的なものを幹線道路で見て、それを利用しているかどうかというところにポイントを置いて聞いております。

確かに、そこの場所が厳密な意味で非自家用とか、自家用とか一般の人はなかなかそういうのはわからないと思うので、とりあえず看板を、道標的なものを見て利用しているかどうか、そういうのでよく見てはるか、そのあたりをどれぐらいか確認したいということで、今回設問を設けました。

藤本委員： ありがとうございます。

吉川会長： ほかにありますか。

恩地委員： 非常に素朴な質問なのですが、無作為に、されますよね。それで、あと年代とか性別とか問われていますけれども、比率的には無作為というのは、全くそういうことを関係なくピックアップされるのですよね。

事務局： はい。

恩地委員： 年代とか、そういうのは、ちゃんとうまく、ばらついているのですか。やっぱり年代によって考え方とかいろいろ見方とかというのも変わってくると思うし、男女でも変わってくると思うので。何か結果的に集計されてすごい偏っているとか、若い人ばかりとか、ある程度高齢の方ばかりというような現象は起こってないのですか。

事務局： はい。アンケートをする標本の数とか、そういうのは、今回枚方市41万で、そこから回答総数が1000人という規模であれば、満遍なく市民の全体の意向を反映できるというように考えております。

恩地委員： 大抵のアンケートも無作為ですものね。それでいつも素朴にうまくいっているのかなと、ちょっと聞いてみたかったのですが、ありがとうございます。

吉川会長： ほかにございませんか。それでは報告案件3号、届出とアドバイザー会議の件について、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

山下委員： 大変素朴な質問になるのですが、景観法に基づく届出の状況ということで、12件、1件、2件とあるのですが、これは、こんなにたくさん出てきたのですわというふうに理解すべきものなのか、いや、ほとんど出てないのと同じです、こういう理解するのか、その辺の件数の評価というのは、どのように考えておられますか。

事務局： 今回から景観法に基づく届出、本市の条例に基づくという形でさせていただきました。従前、市の要綱に基づいて、行ってきた期間が結構長くございました。その間で大体、年間30から40の間の物件でございました。本市の場合、建築物を新築する際には、開発の手続きに関する条例を持っておりまして、そこで具体的な工事の規模とかは別途チェックしておりますので、おおむね、ここで捕捉できていると考えております。

吉川会長： これは具体的には4月以降の数値ですか。

事務局： そうですね。ちょうど、半年。

吉川会長： それなら、件数は要綱の場合とほぼ同じような状況と考えて良いのですか。

事務局： はい、そうです。

吉川会長： ほかにございませんか。景観アドバイザーの市施工物件2件を聞いて良いのでしょうか。

事務局： これは給食センターの関係と、それと総合福祉センターです。

藤本委員： まだ、公表できない段階なのかもしれませんが、ある段階では、こういう計画が出てきて、そしたらアドバイザーでこういう話をして、こういう経過で聞いてもらって、こうなりましたというものが審議会の場で報告されるのが良いのかなとも思います。

吉川会長： いかがでしょうか。

事務局： たしかに民間レベルの開発で、おおむね手続が終わるといえるか、きちっと決まっている分であれば、公表はして良いのかなというのがあるのですが、中にはまだ具体的に状況が確定してなかったりするもの、そのタイミングが、出すタイミングで変わってくると思うので、実際に建物ができあがった段階では、こういう形で報告の中で、より詳しい内容で報告できるかなと、途中で、いろいろとやりとりをやっている分については、こちらからちょっと報告しにくいところもあるのかなと。今回は本当に数だけしか、ご報告はしてないですけど。

吉川会長： 今の点、現実にはアドバイザーをされている藤本委員のほうからのお話ですとか、私自身は、最終的にはやはり景観審議会が関心をもたないといけないと思っていますので、市のほうで公開しても良いという段階があれば、こういう物件があがりましたよということを出していただければというふうには思っておりますが。

事務局： 今後の検討課題というか、出す内容も含めて、どこまで出せるものなのかという、当然、密接にこの審議会とも関係していることですので検討していきたいと考えています。

藤本委員： 神戸市さんが、今、そういうことをされているのでご参考になるかと思えます。

下村副会長： 3人でやらせていただいているアドバイザーで、専門分野が違う3人ですので、いろいろな角度からこういうアドバイザーにかかってくる物件については、アドバイスさせていただいているとは思いますが。

これは行政によって違うのですが、かなりまだフィックスしない段階で、先ほど事務局おっしゃったように、まだ確固とした案が固まっていない状態で持ってきていただいている物件がほとんどなので、非常に私たちのアドバイスを的確に真摯に受とめられている申請者の方が非常に多く、本市はそういう対応をしていただいているのは非常にありがたいです

し、ちょっと手前みそですけど、かなり効果を発揮できるのではないかなというふうなことは感じております。

ほかの行政では、もう、ほとんど変えられないというような段階で持ってこられるところもあるのですが、そうじゃないところはデータが出せないというお話でしたけれども、逆に言うと割と細かいところまで議論ができていうふうな実情だけ、ご報告させていただきたいと、それでよろしいでしょうかね。

藤 本 委 員： そうですね。

下 村 副 会 長： ちょっとご報告させていただきました。

吉 川 会 長： 最終的には、発揮できた効果を関知いただければというふうには思っています。途中段階では、それは、かなり障害が多いという話だと思いますので、最終的な結果が出た段階でということで、委員の皆様もご意見は一致かと思っておりますので。

下 村 副 会 長： これはホームページの開示はまだですね。物件についてはどうですか。

事 務 局： 情報の開示につきましては例えば、終了を待って公表するという考え方もございますが、いろいろなアクションを考えておられる事業者からすると、その後、公表されるのだなというようなことで、本市としましては、逆の働きになるといった点もちょっと考慮しなければならないのかというふうに思っています。公表の内容とかあり方については慎重に検討したいと思っています。ただし、そうであっても、今、副会長、それから藤本委員に述べていただいたようなことで、法を上回るような努力をそれぞれの事業者に求めていますので、それが1つでも2つでも実現する、このことの実績をいかに持っていかということに我々としては力点をまずは置いていきたいというふうに考えております。

福 山 委 員： 景観法の届出を今、こうやってお話しいただいているのですが、これは今回の新規のやつですね。これからのと言ったほうが良いのかもわからんけども。

僕はちょっと思うのは、今、現在ある広告物で、やはり目ざわりなものとか当然あると思うのですが、そういうものに対する是正というか、そういうのはどう考えておられるのですか。

それから、これから先のは、こういう法律のもとでやるから良いのだけでも、今に関してはどのような考えをされているわけですか。

例えば、ちょっとこれは目ざわりであるとか、これはちょっと広告としては具合悪いよというのは、何ぼかあると思いますわね。そういうのに関しては、規制というか、罰則というか、市としては考えておられるわけですか。

事務局： 今、資料5でご報告申し上げたのは建築物になりますので、その既存のものにつきましては届出対象外でございまして、遡及適用をして罰則ということは考えておりません。

新たに、例えばマンション全体の色を塗りかえられる、それには届出が必要になりますので、その際には昨年度ご議論いただいたようなマンセル規制がかかってきます。このように新たなアクションを起こすときに法を適用されるというのが、この法の趣旨でございます。

吉川会長： よろしいでしょうか。

福山委員： こういう新しい規制などをやるについては既存物件も、やはり考えていけないといけないんじゃないかと僕は思うのですね。そのことを言いたかったわけですけど。

吉川会長： そこで誘導という話が起きているわけで、瞬間、法律であるような条例ができて、これは違反だと言って、やめなさいというふうにはなかなか言えないところがありますので、暫時誘導を図っていくという話なので、だけど新しいものについては、今度の条例で規制をかけていくということになるかと思えます。

そのために、今回の屋外広告物についても、それなりの街路について実態調査をして、どの程度の規制をかけたら良いのかと、あるいは誘導策はどんなものかということこれから検討していこうという話になっているかというふうには理解しているのですけれども。

ほかにご意見ございませんか。

小野委員： 観光協会としては、枚方宿の地区なんですけど、市の補助金もいただいて家も修景しているんですけど、コカコーラとかキリンとかの自動販売機、そんなんありますね。そんなのは赤とかあるんですけど、それはこのごろ自主的に京都みたいに茶色にしているんです。

吉川会長： それこそ、先ほどのお話にあったとおり、啓発で事業者の方々に、やはり、ある意味で自主規制をやっていただくという、これも重要な行政の役だというふうに考えておりますし、逆に小野委員から積極的にそういうこ

とを発信していただければ。

小野委員： 大体、そういうのにそろえるようにみんなで頼んでいるのです。

吉川会長： ほかにございませんか。

それでは、かなり議論が進んだと思います。資料はお手元にはないかと思いますが、議事次第のほうに報告第4号ということで、景観審議会委員についてということであっております。ですので、続きましては、事務局のほうから報告案件4の説明をお願いしたいと思います。

事務局： それでは、報告第4号「景観審議会委員について」、事務局より説明させていただきます。

現市民委員の山下委員、木下委員におかれましては、平成20年4月より就任し、本市の景観形成の要となる「都市景観基本計画」の改訂や、「景観計画」策定に参画していただきました。改めて、感謝申し上げます。特に、昨年度は本当にタイトなスケジュールの中で、本年4月に景観行政団体としてスタートできたことを、委員のご尽力の賜物と考えております。

今回、改選により新たな市民委員の選出につきましては、8月1日から3週間の公募を行いまして、応募者2名につきまして、小論文と面接による選考の結果、1名を決定いたしました。次回、審議会からは山下委員、木下委員にかわり、新市民委員に参画していただく予定となっております。

以上、報告案件第4号となります。よろしく願いいたします。

吉川会長： 報告案件4について、ご意見ご質問というお話なのですが、特にこのことについては規程上の年限ということできておりますので、今も事務局のほうからご紹介がありましたけれど、山下委員と木下委員は平成20年4月に市民委員として就任されました。

以来6年間、当時は都市景観形成委員会ということで、委員として枚方の景観の基本となるさまざまな計画作成等の審議に加わっていただきました。特に最初のころは、まだ、要綱による景観形成委員会ということで、歴史的景観建造物の指定とかを4年ほど続けておりました。

その点については、本来、お2人は、それこそもう景観行政団体になって景観条例を制定しようという動きの中で、市民委員として加わっていただいたのですが、景観行政団体になるのが今春になったというような事情の中で、最初のうちは本当に開店休業みたいなもので、逆に今度はいざ審議会活動がという話になってきたときには、もう非常にタイトなところで、毎回、ご出席いただきました。

お2人の審議会のご発言では市民委員ということで、日常お暮らしいただいている枚方という地域についての大変な愛着とか、あるいは今後への期待みたいなものを大変感じております。

委員としての機会は本日までということでございますので、ここでぜひ、本審議会に向けたお言葉を頂戴したいと考えております。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

それでは、ご発言をいただきたいと思います。

それでは、山下委員からよろしく申し上げます。

山下委員： ご指名いただきまして、ありがとうございます。最後ということで時間をいただきましたので、遺言ということではないのですけれども、多少、所見を述べさせていただきたいというふうに思います。

そう大したことを言うつもりはありませんけれども、感想を含めまして少し時間をいただきたいと思います。

先ほど、会長から紹介ありましたけれども、6年半、この委員会並びに審議会に参加させていただきましてけれども、前半のところは、枚方宿の歴史的景観建造物の審議といったことがメインな議題でありまして、委員会も年に1回あたり、2回かなとか、何となく物足りんなど、これがほんまに委員会かいなど、辞表を出そうかなというように思ったこともあったのですが、市政のいろんな背景もありましたのでやむを得ん状態だということではと思っておりました。

ただ、後半に入りまして、今度はやたら忙しくなりまして、基本計画の改訂とか景観条例等の策定に参画できたことは、大変意義があったというふうに思っております。

この間、市民委員としての役割を、伸び伸びと精一杯やらせていただいて任期を全うして、今日の日を迎えたことにつきまして、会長、副会長始め、全ての委員の皆様、そして事務局の皆様に感謝と御礼を述べたいというふうに思います。

もうちょっとしゃべらせていただきます。この委員になりましたのは勤め人を終わったころだったのですが、枚方というのは京阪沿線の最大のベッドタウンということで、枚方が持つべき景観の要素というのは住環境とか、憩いとか、商業サービスと、こういった要素が相まってバランス良くあらわれてくるというのが望ましいのだろうなと頭に置いてきたのですが、この委員を務めました6年半で枚方市の景観ということについて、どういふ変化があったかなということを、私の所見を述べたいと思います。

第1点は枚方宿ですね。歴史的建築物の景観形成の諸施策である、無電柱化の整備などと、市民活動による五六市のにぎわいが相まって、景観形

成の目玉になったというふうに考えております。

先だっては、この五六市が河川敷で行われまして行ってきましたですけども、こういう河川敷の使われ方もあるのかなというふうに思いました。これが一番の枚方市の成功例として挙げることができるかということでもあります。

2点目は樟葉駅の周辺のこと、商業サービス機能の充実と都市景観形成が好循環をしている一つの中心的な市街地景観形成を牽引しているというふうに考えられるところがあると思ひ、大事にしていかないかんなどというふうに考えております。

それに対して3点目ですが枚方市駅周辺です。西側の地区は関西医大が来たりして変化の兆しもあり、かつ総合文化施設が数年後にはできるというような構想も具体化しておりますので、大変、楽しみなのですけれども、市役所側のゾーンについては商業サービス機能の衰退が非常に顕著であるというふうに思ひ、行政サービスが主体で、そこに人が来ると、そこにとどまっているということでもあります。

ツタヤが来て、少し変わるかなというような感じは受けますけれども、まだまだ気をつけてフォローしていかないと、枚方市駅の市役所ゾーンというのは非常に危ないなというふうに危機感を持っております。

4点目が淀川の河川敷でありまして、ここは維持管理の充実が着実に進みまして、枚方市としての重要な誇るべき景観にますますなっている、これも大事にしないといけないというふうに思っております。

それから5点目として香里園駅周辺、これは主体は寝屋川市なのですけれども、私は香里園に住んでいるものですから、都市計画ひいては住環境としては大きく改善したと思ひます。非常に、昔に比べたら良くなったなというふうに思ひます。

6点目が家具団地の衰退なのですけれども、非常にあそこに行きますと衰退が顕著でありまして、もう家具団地としての景観云々というのはくずれかけているという状況にある。反面、隣接する京田辺地域に商業施設が来まして、あそこを中心にして京田辺市の地域は、新しい市街地の景観形成が見られると、これは参考にすべきではないかというふうに思ひます。

7点目が香里団地ですけれども建物の新旧の交代が進行中でありまして、景観的にはちょっとちぐはぐなところがあるのですけれども、最近のニュースとして新しい美術館ができるというような動きがあつて、長期的には香里団地というのは景観形成の面からも良い場所になっていくということが、続くのではないかというふうに考えます。

それから8点目、里山地区ですけれども、尊延寺とか穂谷の里山を大切にしていましようという市民意識の啓蒙活動というのが強くなってきた。細々という言い方は悪いかもしれませんが、着実な施策も見られま

すけれども、あの辺をどうするかという具体的な施策については、まだまだ、実績をつくっていかないといけないのではないかとこのように思います。

この間、交野市の星のブランコに行ったのですけれども、結構、人が来ていまして、ああいう類いのものがあると、非常に里山というか、ああいう地域に市民が近さを感じるということにつながるのではないかとこのように考えた次第です。

長くなって恐縮ですけれども、以上から景観という観点から私が期待しておりますのは、やはり枚方市駅周辺に尽きることです。もう40万都市の玄関口としての品格が全くないと言わざるを得ない。だから再整備構想が進められていまして、大いに期待はしているのですけれども、突拍子もない意見ですが、サンプラザビル1号館が撤去されたら、これはがらりと変わるだろうというふうに考えたりしてございまして、最後に申し述べておきたいと思っております。

それからいよいよ取りかかった屋外広告物条例ですけれども、この件は、私は審議会で何回か言いましたけれども、ヨーロッパ旅行などをしますと、田園に看板なし、まちに電柱なし、マックに黄色い色がなしということで、マックの色なんかでも渋い金色みたいな形に統一されてまして、要するに景観というものに対する配慮というのが非常にされているというようなことを痛切に感じるのですけれども、そういった点が大いに屋外広告物条例で期待しているところであります。

特にビルのガラス面に内側から広告物を貼りつけるという広告の仕方、これは規制が非常に難しいというのを聞いておりますけれども、この点も、条例を考えるうえで、どうするかという、ぜひ、審議というか取り上げていただければというふうに思います。

私は枚方に住んで17年目に入りましたですけども、住み続けたいまちというのは、住環境とか、行政、商業、福祉サービスとか、交通とか、いろいろあると思っておりますが、それにプラスして文化と景観だというふうに思っております。この審議会の委員としての経験を踏まえて、いろんな場で枚方って良いところですよということを言い続けていきたいというふうに思っておりますけれども、ぜひ景観という点で良くなればと思います。

最後に学識関係の委員の皆様方へお願いですが、枚方在住の方が1人もおられないというふうに聞いているのですけれども、審議会であれですけど、一回フィールドワークをしていただき、現地を見ていただいて、こういうことかというのを、ぜひ、ご覧いただければ、例えば屋外広告物条例を考えていく等についても意味があるのではないかとこのように思います。

本当に、6年半お世話になりました。ありがとうございました。

吉川会長： ありがとうございます。それでは、木下委員、よろしく願いいたします。

木下委員： お時間をいただきまして、ありがとうございます。具体的なご提案をという形ではできないのですけれども、私が参画させていただきまして感じたこと、もしくは考え方等を、今日、少しお話しさせていただければと思います。

今、ご紹介していただいたときにもあるのですけれども、平成20年4月から考えましたら、本当に長く審議委員をさせていただきました。その間に、景観の基本計画の改訂であったり、景観計画の策定等に参加をさせていただいたので、よくよく考えますと、私、皆勤です。

その間、参加をさせていただきまして、今、この審議会に参加をしていただいている行政の方も含めて、山下委員と2人、吉川会長の次に古い形で、ずっと参加をさせていただいておりました。

まず、景観審議会に参加させていただいていましたときの私の基本的な考え方を、再度お話ししたいと思うのですけれども、私は景観というものを、人の心を形成するものだというふうにとずっと捉えて話をさせていただいておりました。

それはなぜかといいますと、やはり景観というのは、人が生活をして、それを営んで、例えば子供を産み、育て、学び、喜び合うという人生の根を張る場なのだと思うのですね。ですからその場を形成しているという大きな意味があるのではないかと考えています。なので、画一的な全国どこでもあるようなものということではなくて、やはり枚方らしい地域の視点というのが大事になってくるのだらうと思います。

ですので、それを言いかえれば都市のコンセプトということになると思うのですけれども、どういうことかという結局、枚方をどうしたいのかと、どんなまちにしたいのかということが一番の重要なことではないだらうかなというふうに思います。

枚方市には、そういうことで考えますと歴史や文化や史跡などという、ほかにはない財産がいっぱいあるのですね。それを一番よくわかっているのは、やっぱり市民なのです。だから、その市民の視点を生かしていただくということが重要でありますし、そのために、この審議会に市民委員を入れていただいたということは本当に大きな意味がありますので、今後、市民委員が1名の方になられるということですが、入れていただくということですので、意見を大いに参考にさせていただいて、審議会の場を進めていただければなというふうに思います。

そのようなことで私は参加をさせていただいていたのですけれども、これ

は一貫してずっとお話ししてきたのですが、やはり枚方市にある美しい自然、特に美しい小さな丘が連なっているという景観をやっぱり大事にしていきたいなという思いがものすごくあります。小さな丘なので、削ってしまえばすぐなくなってしまうのですよね。そういうことが実際に、もう起こっております。美しい丘というのは、それは例えば思っているだけではなくて、地名にちゃんとあらわれているのですね。

それは、例えば、松丘、菊丘、星丘、朝日丘、桜丘、香里ヶ丘、楠葉丘というような地名がちゃんとあります。ほかには岡山手だったり、杉山手だったり、山之上、御殿山なんていうような言葉もちゃんと地名にあらわれているのですね。ですから、そういう自然を、枚方市は持っているということなんです。

その中で都市コンセプトという意味で、この景観基本計画の序文にデザインという文言が入ったのは、私は大変うれしいことですし、今後の枚方市の景観づくりを進めていくうえで非常な要素になって、大きな意味をもってきてくれるのではないかなというふうに期待をしております。

それから、今後へのご提案を、少しお話しさせていただきたいのですけれども、今日も規制という言葉が多々、出てきたかと思うのですけれども、私はこれからは行政も市民参加とか、もっといえば市民との協働ということが不可欠だと思っています。その視点で、まず、これからのいろんなことを進めていくことが大事だろうというふうに思っています。

1点目は、今日の審議の内容にもあったのですが、屋外広告物の基準をどうしていくかですね。これをどう考えるかということによって、本当に景観って随分変わるのではないかなというふうに思っています。

先ほどの美しいか美しくないかというのを、何を基準にしてとるか、それから美しいという視点だけではなくて、にぎわいであったり、きちんと、先ほどもあった事故が起こらないようにするには、どうしたら広告が役に立っているのだろうか、看板が役に立っているのだろうかという視点を失わずに見ていくということですね。それによって、広告や看板のデザインをどうしていくのかという工夫が絶対生まれてくると思うので、その視点を持っていただきたいということが1点です。

それから2点目は、山下委員にも重点的におっしゃっていただいたのですが、枚方市の駅前を本当に枚方市としてどう位置づけていくかだと思うのですね。枚方市駅の景観をどうするかということによって、枚方市の印象は、イメージは大きく変わると思います。

ですからそこに関しては、デパートが次々なくなっていくという状況を市民は感じていますので、本当に市駅はどうなるのだろうかということは、日々の会話の中にやはり皆さん出てきます。それだけやはり関心が多いということなのですね。ですから意見をいろいろ吸い上げる工夫をして

いただいているのですけれど、引き続き市民の意見を取り入れながら、駅前開発も、ひいては市の発展に結びつけていっていただきたいなというふうに思います。

それから、3点目なのですが、これも先ほど山下委員も発言されておられたのですが、工業団地の産業集積地の問題ですね。これは枚方市だけの問題ではなくて、今、工業団地で産業の衰退がずっと続いてきましたので、その工業団地の中から企業が抜けていったり、移転してしまって空き地ができる。そこのところに住宅が入り込むことによって、いろんな問題が発生するというのが、いろんなところで日本中で起こっていますね。

枚方市の場合は、工業団地が一つではなくて、6つないし7つもあるわけですね。これは枚方市にとってはものすごく大きな財産になりますし、景観という面で見れば、ものすごく大きな地域を占めているものになりますよね。ですから工業団地が将来どうなっていくか、その看板等々をどういうつけ方をしていくかによって、随分、市の見え方の要素を大きく左右するものになってくると思うのです。

先ほどもちょっとお話ししましたように、それを規制という視点ではなくて、行政と産業界で一緒になって、どうすればより良くなっていくのか、先ほど富田委員もありましたように、一方的に規制をかけるということではなくて、一緒に枚方の財産としてどういうふうにしていったら良いのかということ、例えば、産業界の方たちと協議会みたいなものを立ち上げられて、一緒に、作りこんでいくと、条例も兼ね合わせて一緒に考えながら、協議会と一緒につくっていくと。そうすれば、これは全国的な、すごく良い発信できる事例になると思うのですね。

ですから、そういうことを一度、検討いただけたらなというふうに思います。

それから4点目なのですが、これも皆さんよく言っているのですが、本当に市民参加の重要性ですね。

市民は例えば行政の方がつくられたものを守るという、そういう今までのあり方ではなくて、やはり市民と一緒につくっていく行政はパートナーなのだという考え方で、いろんなことを進めていっていただきたいと。

これは単なる理想論ではなくて、今、もうそういう動きになっているのが社会の方向なので、だから片方が規制で、片方が守る側ということではなくて、一緒にどうしたらまちが良くなるかというのを考えるためのパートナーであると。

そのためには、そこに一番大事だと私が思うのは、やはり枚方市への深い愛情であり愛着やと思うのですね。これは絶対に欠かすことができないと思いますし、その視点があるからこそ、人に寄り添うまちというのできるのだと思うのです。

ちょっと長くお話ししてしまったのですが、最後に、やはりこれらの基本計画をつくっていただいて、条例をつくったとしても、生かしていくのはやっぱり人ですよね。人以外にはない。そのときに、先ほどのお話にもありましたように、いろんな最新システムを導入していろんなことをやったとしても、それは先生もおっしゃっていたように、あくまでも道具なのですね。その道具をどう使っていくかというのは、やっぱり人であり、その人がどう考えるかによって使い方が変わってくると思うので、ぜひとも全体を考えるとということがとても大事なことで、そこによって部分的ないろんな細かなことが生かされてくると思います。

全体を考えるとということが、すなわちデザインということだと思いますので、そのデザインという言葉が、きちんと今回の基本計画には枚方市の場合は盛り込まれました。ですので、それに基づいて、本当に関わる、この審議会のメンバーの皆さん方もそうですし、行政の方もそうです。それから、例えば今日、積極的に傍聴に来ていただいている方も、とても私は良いことだと思うのですね。だから、それを何か違う発言があるのじゃないだろうかというような前提がありましたけれど、そういうことではなく、こんなに積極的に参加していただける方があるということも、やはり良い要素だというふうに捉えていただいて誰もが本当に自分たちから参加してつくっていきたいと思えるような活動に対して、行政がそれをバックアップしていただける、支援していただけるような形をつくっていただけるようなことを本当に希望して、今日はお話を終わりたいと思います。

私は産業界に関わっております人間としては、産業界のほうの立場から、先ほど啓蒙ということがありましたように、どうすれば本当により良い景観をつくっていく協力ができるのかというところで、私は同じように努力をしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

今まで、ありがとうございました。

吉川会長： どうもありがとうございました。お二方は市民委員ということで、ときに大変厳しいご意見をいただき、最後にも大変厳しいご意見を頂戴しております。

いただいたご意見は心にとめまして、特に今日の議題にもあります屋外広告物条例を、まず、きめ細かく仕上げてまいりたいと考えております。

今のご発言を受けて、事務局のほうから何かございますか。

事務局： 本当に貴重なご意見をいただきありがとうございます。枚方というのは、歴史と現代が混在するまちでありまして、非常に昔から歴史的な景観は資源もあります。枚方市駅周辺については今後の景観のあり方というこ

とで、協議会ということで、アプローチしております。工業団地につきましても、景観は非常に長いスパンで変えていかなければならないので、いろんな形でアプローチをして、より良い景観づくりに取り組んでいきたいと思えます。

本当に、今日は山下委員、木下委員、ありがとうございました。

吉川会長： それでは、今日の議事次第にあります審議と報告を、これで終了させていただきます。それでは進行を事務局のほうにお返しをいたします。

3 閉会

事務局： どうもありがとうございました。傍聴者に持ち帰り可能な資料についてご説明いたします。次第でございます。議案1資料1、資料2、以上です。最後に都市整備推進室長の太田より、閉会の挨拶をさせていただきます。

太田室長： それでは閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回景観審議会に長時間、活発なご意見をいただきましてありがとうございました。特に、屋外広告物の規制及び誘導の検討につきましては、本日、委員の皆様からいただきました貴重なご意見や、これまで長く関わっていただきました、市民委員、山下委員、木下委員、お二人からの先ほどのご意見を参考にしながら、再検討しながら進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、次回、3月の開催を予定しておりますが、より望ましい屋外広告物のあり方を目指しまして、委員の皆様方におきましては、一層、お力添えをいただくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本日は、長時間お疲れさまでございました。また、山下委員、木下委員、本当に長い間ありがとうございました。

事務局： 本日は、委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。